

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。ただし、不開示情報として適用した根拠の提示が十分ではない。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和2年6月12日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、特定の「歯科診療所の開設届、または準ずる書類すべて」の開示請求が行われた。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、特定診療所に係る「診療所の開設届」（以下「本件公文書」という。）と特定した。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件公文書には、三者に関する情報が記載されていることから、条例第16条第1項の規定により、本件公文書に情報の記載がある第三者に対して、公文書の開示に係る意見照会を行った。

当該意見照会に対し、第三者からは、「開示請求の意図が不明なため」開示されると支障があるとして、開示に反対する旨の回答があった。

実施機関は、本件公文書に条例第7条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第11条第1項の規定により令和2年7月17日付けで開示請求者へ通知するとともに、条例第16条第3項の規定により開示に反対の意思表示のあった第三者に対して本件処分を行った旨を通知した。

4 審査請求及び執行停止の申立て

審査請求人は、当該情報に係る第三者であり、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和2年8月13日付けで実施機関に対して審査請求を行い、本件処分の取消しと同時に執行停止の申立てを行った。

5 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和2年12月23日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

部分開示決定を取り消し、公文書の全部不開示を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

審査請求人の利益を害する可能性があるため。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

1 本件請求に係る対象公文書の特定

公文書開示請求があった「歯科診療所の開設届、または準ずる書類すべて」として、当該歯科診療所に係る「歯科診療所の開設届及び附属書類（以下「診療所開設届等」という。）」を特定した。附属書類には、歯科医師免許証の写し、医師等資格者の履歴書、診療日及び診療時間、平面図が含まれている。

2 本件処分に係る判断根拠

上記1で特定した診療所開設届等において、個人の氏名（開設者氏名は除く）、住所、印影、電話番号、歯科医籍登録番号及び登録年月日並びに履歴書の情報については、条例第7条第2号に規定された「個人に関する情報」に該当し、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから開示しないことにした。

診療室等の平面図及び当該歯科診療所の管理者が他に勤務する診療所の名称や所在地等の情報については、条例第7条第3号に規定された「法人等に関する情報」に該当し、当該診療所を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから開示しないこととした。

「許可、免許、届出等に関する情報」で、「生産技術上又は営業上のノウハウ等を除いたもの」は、条例第7条第3号の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められないことから、診療所開設届等のうち、不開示情報に該当する部分を除いて、条例第8条第1項に基づき部分開示を行うこととした。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、診療所を開設した際に都道府県知事に届け出た診療所開設届等である。

実施機関は、本件公文書の不開示箇所について、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び同条第3号（法人等に関する情報）に該当することを根拠として、部分開示決定を行っているため、以下、当該規定への該当性について検討する。

2 条例第7条第2号該当性について

①条例第7条第2号

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分等、個人情報の全体を指すものである。

さらに、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

②条例第7条第2号該当性

実施機関は、本件公文書のうち、個人の氏名（開設者氏名は除く）、住所、生年月日、印影、電話番号、歯科医籍登録番号及び登録年月日、履歴書等の情報について、条例第7条第2号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において、本件公文書を見分したところ、個人の氏名・住所、印影、電話番号、履歴書に記載のある職歴等の履歴事項はいずれも、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当することが認められることから、当該情報を不開示とした決定は妥当である。

また、診療所の管理者は医療法及び医療法施行規則に基づき都道府県知事に医療機関情報を報告し、都道府県知事は報告された情報を公表することとされており、診療所管理者の氏名は報告を要し、公表される情報の一つであることから、慣行として公にされている情報として条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示が妥当と判断できる。

さらに、医師及び歯科医師の資格については、厚生労働省のホームページの「医師等資格確認検索システム」の一般向け検索画面において、医師の職種、氏名を入力することにより、登録年の確認が可能となっており、審査会としては、医師の氏名が判明すればホームページにおいて公表される情報については、慣行として公にされている情報として条例第7条第2号ただし書アに該当するものと判断し、当該ホームページで検索することができない本籍地の都道府県名、生年月日、歯科医師国家試験実施回、歯科医籍登録番号及び登録月日については、条例第7条第2号ただし書アに該当せず不開示が妥当と判断するものである。

一方、歯科医師免許証に記載のある公務員の氏名については、確かに当該公務員

の職務遂行に係るものであると認められるが、当該公務員の氏名を開示した場合、他の情報と照合することにより、慣行として公にされている情報ではない免許証の書換えや再交付をしたか否か、又は歯科医籍登録年月まで推測されることになり、条例第7条第2号に定める特定の個人を識別することができる情報に該当し、不開示が妥当である。

3 条例第7条第3号該当性について

①条例第7条第3号

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報、又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。

「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

当該法人等の「権利」とは、法的保護等に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものであると解されている。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

②条例第7条第3号該当性

実施機関は、本件公文書における個人の氏名・住所等を除いた箇所のうち、診療室等の平面図、当該歯科診療所の管理者が他に勤務する診療所の名称や所在地に関する情報について、条例第7条第3号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において、本件公文書を見分したところ、平面図に記載のある情報については、診療所開設者が有する創意工夫や、これまで蓄積してきた営業上のノウハウやアイデアを基に作成されたものであり、これらに係る情報を将来の事業活動にも活用していくことが考えられるため、当該情報は法人等の権利その他正当な利益に関する情報であると言える。

これらの情報を公にすることにより、当該法人等の事業活動上のノウハウの価値が失われ、公正な競争関係に不利益を与えるおそれがあるほか、当該法人等の運営上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当し、不開示が妥当である。

しかし、実施機関は、管理者が他に勤務する診療所の名称や所在地に関する情報について、条例第7条第3号を根拠に不開示としているが、当該情報は、管理者の職歴事項に関する情報であり、履歴書記載の情報と同様「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、個人に関する情報に該当することが認められる。したがって、当該情報は同条第2号の規定を根拠に不開示とすべきものである。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

条例第14条は、「実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

これを前提に本件を見ると、本件処分理由付記は、開示しないこととなった根拠規定を示すのみにとどまっており、当該規定を適用する根拠が全く示されておらず、理由付記に不備があると言える。

今後、実施機関において、開示請求に係る一部及び全部不開示の決定を行う際には、条例第14条の趣旨に照らして不開示とした理由を具体的に付記し、適正な情報公開事務の処理に努めるよう、改善を要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
渡名喜 庸安	琉球大学名誉教授	会長
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年12月24日	諮問書受理
令和3年4月14日	審議（第323回）
令和3年5月12日	審議（第324回）
令和3年7月14日	審議（第325回）